

葉山町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

実施事業者募集要項

募集期間：令和7年8月13日（水）～9月12日（金）

【担当部署】

葉山町 福祉部 子ども育成課 児童福祉係

電話：046-876-1111 内線 221

電子メール：kodomom@hayama.kanagawa.jp

1 募集概要

葉山町では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「本事業」という）を実施する事業者を募集します。

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

(3) 事業実施施設

一般型：認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
余裕活用型：認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等

2 応募要件

次の要件全てを満たす事業者とする。

- (1) 応募時点において、葉山町内で認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等を運営するもの。
- (2) 役員、理事又は営業所等の代表が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障すること。
- (5) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）

(2) 実施方式

本事業の実施方法は、次のとおりとします。

- ア 一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- イ 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ウ 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）

(3) 利用方法

- ・「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。
- ・利用にあたっては「定期利用」もしくは「自由利用」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをすること。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると葉山町が判断した場合には、この限りではありません。

定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

自由利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

- ・国が基盤整備するシステム（総合支援システム）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。

(4) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。

(5) 利用料金

- ア 「一人1時間あたり300円」を基本とし、事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。

- イ 生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行います。

項 目	金 額
生活保護受給世帯	1時間 300 円
住民税額非課税世帯	1時間 240 円
町民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	1時間 210 円
要支援・要保護家庭	1時間 150 円

- ウ 利用料金に加えて、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収します。

(6) 支援計画

集団における児童の育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録すること。（利用乳幼児の行動記録等については、総合支援システムでの記録を想定しています。）

(7) 障害児、医療的ケア児、配慮が必要な児童・家庭の受け入れ

障害児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が当該事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めること。利用中に配慮が必要で

あると確認した家庭については、葉山町に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。

※障害児又は医療的ケア児の受入れについては、加算適用のため、事前に協議が必要です。

(8) 設備、職員基準

実施方法	設備基準	職員基準
一般型	・ 乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき 3.3 m²以上 ・ ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき 3.3 m²以上 ・ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき 1.98 m²以上	・ 配置基準 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 ・ 資格 乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として町が行う研修を修了した者）であり、1/2以上が保育士
余裕活用型	保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準	・ 配置基準 施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数 ・ 資格 乳児等通園支援従事者（うち、家庭的保育事業及び小規模 C においては、保育士。小規模 B、小規模型事業所内保育事業においては、2/3以上が保育士）

上記のほか、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を満たすこと。

4 単価及び加算

以下の表は令和7年度事業の単価（こども一人1時間あたり）となります。令和8年度については、公定価格により決定する予定のため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。

【基本分】

年度当初の年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【加算分】

対象	加算額
障害児	400円
要支援家庭の子ども	400円
医療的ケア児	2,400円

5 必要提出書類

- (1) 事業申込書（募集様式1）
- (2) 事業計画書（募集様式2）
- (3) 事業担当職員（予定）名簿（募集様式3）
- (4) 事業収支予算書（募集様式4）
- (5) 施設平面図（本事業を実施する場所がわかるようにしてください。）

※(1)～(5)以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

6 申込方法

持参又は郵送によりご提出ください。併せて下記電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いします。なお、必要に応じて窓口へお越しいただき確認させていただく場合があります。

7 スケジュール等

- (1) 質問受付期限 令和7年8月25日（月）17時まで（必着）
- (2) 質問回答期限 令和7年9月5日（金）
- (3) 事業申込書等の提出期限 令和7年9月12日（金）17時まで（必着）
- (4) 葉山町子ども・子育て会議での意見聴取（提出された事業申込書等をもとに意見聴取を行う予定ですので、事業者に出席いただくことは考えておりませんが、必要に応じて出席を求める場合もございます。）
令和7年10月9日（木）又は16日（木）
- (5) 事業実施事業者確定 令和7年10月末～11月上旬頃

8 審査基準

本事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、本事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、葉山町子ども・子育て会議にて意見聴

取をし、決定します。

9 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、公表等に必要な場合、無償で利用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、申込者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。
- (2) 本事業実施予定の施設において、現地確認を実施する可能性があります。
- (3) 本事業実施予定の施設が市街化調整区域にある場合は、都市計画法に基づく用途追加等の手続き（開発審査会への附議）が必要となります。事前にご相談ください。
- (4) 実施事業者確定後、「5 必要書類」で示した書類とは別に設置認可のために提出いただく書類がございます。詳細は準備中ですが、以下の書類等となる予定です。
 - ア 乳児等通園支援事業認可申請書、誓約書
 - イ 事業計画書、収支予算書
 - ウ 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）
 - エ 定款、寄附行為その他の規約（法人又は団体である場合に限る。）
 - オ 乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程
 - カ 経営の責任者及び実務を担当する幹部職員（乳児等通園支援事業管理者）の氏名及び経歴書
 - キ 乳児等通園支援事業に従事する職員の保育士資格を証する書類
 - ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面（実施場所とその面積がわかるもの）
 - ケ 土地及び建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書
 - コ 賃借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類
- (5) 本事業の実施にあたっては、この募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、こども家庭庁が出している「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年8月13日時点での最新版は令和7年3月版。）に沿って行うこと。
- (6) 実施事業者確定後であっても、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業者としての選定を取り消す場合があります。

10 お問い合わせ・申込先

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
葉山町 福祉部 子ども育成課 児童福祉係 担当：小林
電話 046-876-1111 内線 221
電子メール kodomo@hayama.kanagawa.jp